

第12節 生活必需品等供給計画

生活必需品等供給計画

総括班

福祉班

【基本方針】

東日本大震災では災害対策本部となる市町村自体が被災し、応急対策機能を一時的に喪失した。このため、備蓄物資並びに全国から続々と寄せられる救援物資が被災者にタイムリーに供給されずに大きな混乱が発生した。

市はこうした災害教訓を踏まえ、被災者に対する寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）に関し、平常時から調達業者等と供給協定を締結しておくとともに、調達業者や調達可能量の把握に努めることによって、災害時における速やかな確保と円滑な配給を期する。

なお、生活必需品等の供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 生活必需品等の供給は、物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある避難行動要支援者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- 2) 供給当初は、市や県において備蓄されている物資を配布することとするが、落ち着いた段階では協定業者から生活必需物資を調達し配布する。協定業者に依頼する場合、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は災害対策要員の確保という観点から、緊急または物資の管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。
- 3) 市民に対して以下のような対応を要請する。
 - ア. 2～3日間は、原則として市民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
 - イ. 市民相互で助け合い、被災程度の小さい自治会は被災が大きい自治会を支援する。
 - ウ. 在宅の避難行動要支援者への生活必需品等の配送等は地域で対応する。
- 4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別・避難所別・世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。
- 5) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する生活必需品等の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は市が実施する生活必需品等の配布活動に協力する。
- 6) 救援物資（義援品）の取り扱いについては、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第2節第4項「義援金品の受付及び配分等」に準ずる。

1. 対象者

《給貸与対象者》
a. 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者 b. 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者 c. 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2. 物資の調達及び配給

(1) 生活必需品の種類

《日用品の種類》	
a. 寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
b. 外衣	洋服、作業衣、婦人服、子供服等
c. 肌着	下着の類
d. 身廻品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
e. 炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
f. 食器	茶碗、汁碗、皿、はし等の類
g. 日用品	石鹸、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類
h. 光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類

(2) 物資調達先 【資料編*Ⅱ.3.17】

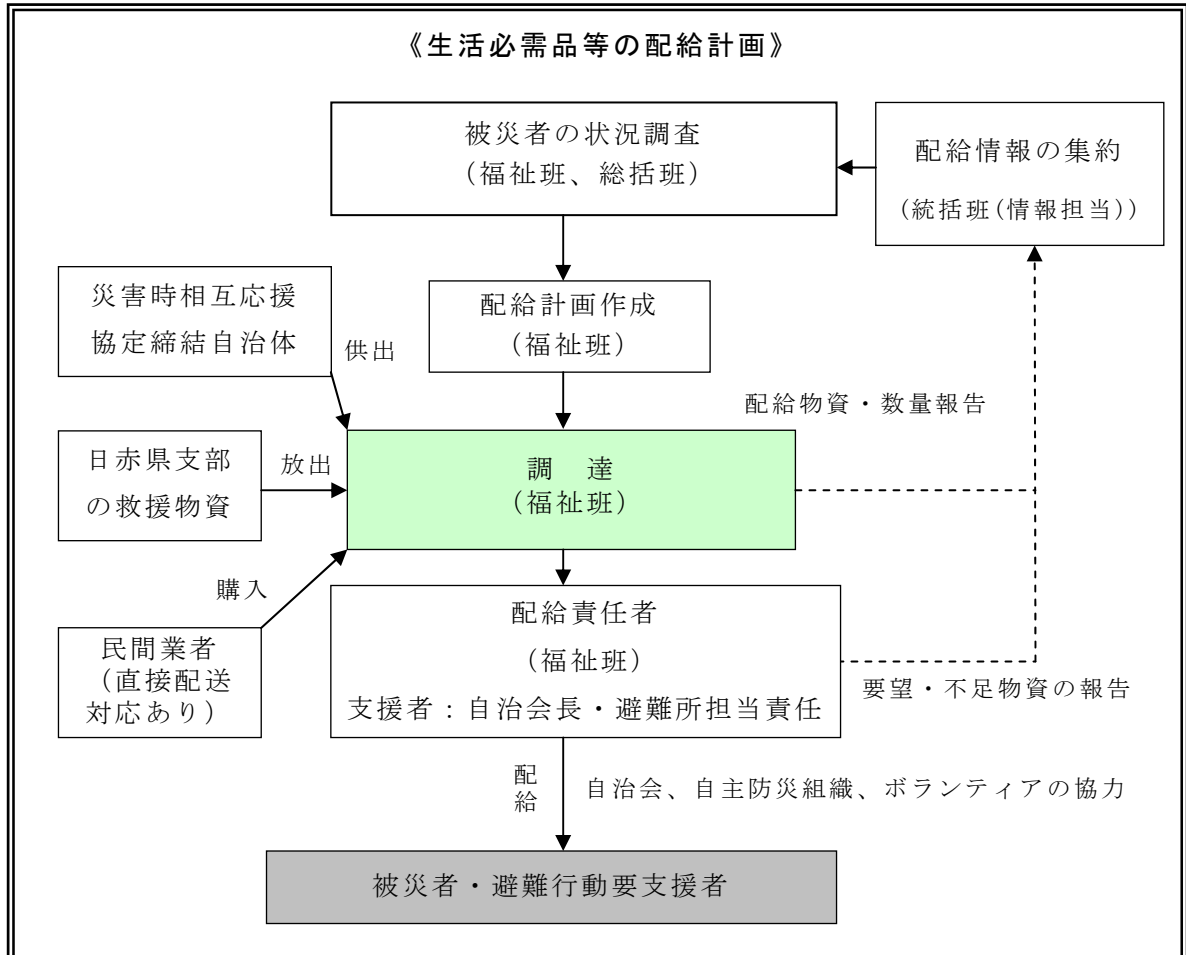
衣料生活必需物資は、市が一括購入、または備蓄物資から“福祉班”が主体となって被災者へ分配する。必要量が確保できない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や日本赤十字社福岡県支部に応援を要請する。なお、県は民間事業者やホームセンター等と災害時における物資の調達に関する協力協定を結んでいることから、県の協力を得てこれを活用する。

《物資の調達先》	
a. 日本赤十字社福岡県支部（救援物資） b. 災害時相互支援協定を締結している地方自治体及び民間業者	（市で調達が困難な場合、県、その他市町村に要請）

*資料Ⅱ.3.17「福岡県の備蓄物資一覧表」

(3) 配給方法

配給は“福祉班”が配給計画に基づき、区長や避難所担当者を通じて、自治会またはボランティア等の協力を得て分配する。



3. 給(貸)与期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる（特別基準）。

4. 費用の限度

費用は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

5. 調達・援助された物資の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された物資の受け入れ(集積)、配給を行うため、平常時から支援物資輸送拠点の整備や各避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。